

## 北区役所地域活性化アドバイザー業務会計年度任用職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、北区役所地域活性化アドバイザー業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、筆記試験及び面接の内容を総合的に勘案して任用する。

- (1) 「大阪市地域公共人材バンク」に登録されている者
- (2) 自治体及び地域で市民活動を支援する業務に2年以上従事した経験を有する者、又は大阪市が実施する「新たな地域コミュニティ支援事業」の業務に1年以上従事した経験を有する者
- (3) 防災士又は自治体等で認定する防災に関する資格を有する者

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の状況、勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数は本市が指定する週4日または週5日とする。
- (2) 勤務時間は午前9時から午後5時30分までのうち、本市が指定する7時間30分または6時間とする。
- (3) 休憩時間45分

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。